

2015年9月1日  
UNISEC規第15-09号

# UNISEC 研究者倫理規程

NPO法人 大学宇宙工学コンソーシアム

(目的)

第1条 この規程は、NPO法人大学宇宙工学コンソーシアム（以下「UNISEC」という。）の学術研究の信頼性と公平性を確保するため、研究を遂行する上で求められる研究者の行動及び態度の倫理的基準等について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

(1) 「研究」には、研究計画の立案、計画の実施、成果の発表及び評価等にいたる研究に係るすべての過程における行為、決定及びそれに付随する全ての事項を含むものとする。

(2) 「研究者」とは、UNISECが参画する研究プロジェクトへの参加者をいう。(3) 「研究費」とは、UNISEC内研究費、並びに受託研究費、共同研究費及び科学研究費補助金等の研究費をいう。

(研究者の倫理基準)

第3条 研究者は、研究を行うにあたり、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 各人の自覚に基づき、高い倫理的規範のもとに誠実に行動すること。

(2) 人間の尊厳と基本的人権を尊重すること。

(3) 人種、思想信条、性別、年齢、出自、宗教、民族、障害の有無及び家族状況等に関して、人権の侵害を行う又は行うおそれのある行為をしないこと。

(4) 法令及びUNISECの諸規程等のほか、国際的に認められた規範、規約、条約及び該当の学会が定める倫理規程等を遵守すること。

(5) 常に自らの行動や発言を律するように努めるとともに、自らが関与する研究が一般社会や人々に与える影響を常に自覚し、研究目的と研究手法の倫理的妥当性を考慮すること。

(6) UNISECの大学院生又は学部生等が研究活動に加わる時は、当該大学院生又は学部生等が不利益を被らないように十分配慮するとともに、この規程を踏まえた指導を行うこと。

(7) 研究計画の立案又は提案にあたっては、過去に行われた研究業績の調査及び把握に努め、誠実に自己のアイデアや手法の独創性・新規性を確認すること。

(8) データ等の収集にあたっては、科学的かつ社会的に妥当と考えられる方法により行うこと。

(9) 研究遂行中において、法令違反等がないかの確認のため、情報の提示を求められた場合には、誠実に対応すること。

(10) 他者の知的財産権を侵害しないこと、並びに、捏造、改ざん及び盗用等の不正な行為を行わないこと。

(事前の説明と同意)

第4条 研究者は、人の行動、環境及び心身等に関する個人の情報、並びにデータ等の提供

を受けて研究を行う場合は、提供者に対して、その目的及び収集方法等を分かりやすく説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

(個人情報の保護)

第5条 研究者は、個人に関する情報の提供を受けて研究を行うとき、またそれらの情報を利用して教育を行うにあたっては、当該情報を提供する者の個人情報を保護しなければならない。

2 研究者は、個人情報の管理に万全を期するとともに、研究結果の公表に際しては、個人が特定されることのないよう最大限配慮しなければならない。

(データ等の管理)

第6条 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報及びデータ等の滅失、漏洩及び改ざん等を防ぐため適切な措置を講じなければならない。

2 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報及びデータ等について、事後の検証又は追試が行えるよう十分な期間保存しなければならない。

(倫理教育)

第7条 UNISECの研究者は、研究倫理教育プログラムを年に一度受講しなければならない。

2 大学を主な勤務先とする研究者は、所属する大学での教育プログラムの受講をもって研究倫理教育プログラムの受講とすることが出来る。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、事務局の意見を聴いて、理事長が定める。

附則

この規程は、平成27年9月1日から施行する。